

# 過誤請求

※ (B) の取り消しは、N月より前に国保連が支給決定した実績の取り消しとなるので、返戻や保留中のものは対象外です。

処理日	事業者	大分市	国保連
N月 10日	N月請求 (A)		審査 ↓ 決定通知 ↓ 給付費支払
15日	取り消し依頼 (B)		
20日		過誤申立 (B)	
(N+1)月 中旬 月末	※ (B) の全額が差し引かれる。 支払額 = (A) - (B)		
(N+2)月 10日	(N+2)月請求 (a) (B) の再請求 (b)		審査 ↓ 決定通知 ↓ 給付費支払
(N+3)月 中旬 月末	支払額 = (a) + (b)		